■医療措置協定と協議の対象者

世军办内容	協議の対象者				
措置の内容	病院	有床診療所	無床診療所	薬局	訪問看護事業所
病床の確保 (法第36条の2第1項第1号)	0	0			
発熱外来の実施 (法第36条の2第1項第1号)	0	0	0		
自宅療養者等への医療の提供 (法第36条の2第1項第1号)	0	0	0	0	0
後方支援 (法第36条の2第1項第1号)	0	0			
人材派遣 (法第36条の2第1項第1号)	0	0			

···第一種協定指定医療機関

···第二種協定指定医療機関

指定基準は 5~7ページ参照 協定を締結した医療機関に対する支援として、平時のうちに 活用できる設備整備の支援策を国において検討中 (R5.8現在)

【備考】

・協定を締結した医療機関のうち、病床の確保を担う医療機関は「第一種協定指定医療機関」として指定を受け、発熱外来の実施又は自宅 療養者等への医療の提供を担う医療機関は「第二種協定指定医療機関」として指定を受けることとなる

■医療措置の内容

- (1) 病床の確保
- 感染症患者を入院させ、必要な医療を提供するための病床を確保する
 - ▶ 自院の入院患者が感染した場合にのみ対応するための病床確保も可能です
- (2)発熱外来の実施
- 発熱等患者の診療・検査を実施する
- ▶ かかりつけ患者のみの対応も可能です ▶ 診療のみの対応も可能です
- (3) 自宅療養者等への医療の提供
- 自宅、宿泊療養施設、高齢者施設等での療養者に対し、
 - ・オンライン診療や電話診療、往診などの医療を提供する〔病院・診療所〕
 - ・オンライン服薬指導や訪問しての服薬指導などを実施する 〔薬局〕
 - ・訪問看護を実施する〔訪問看護事業所〕
- 自宅、宿泊療養施設、高齢者施設等での療養者に対し、健康観察を実施する
- ▶ かかりつけ患者や嘱託医となっている高齢者施設等の療養者、平時からの利用者のみの対応も可能です
- ➤ 医療の提供のため、健康観察の実施のみの対応は協定の対象外です
- (4)後方支援
- 感染症から回復後に入院が必要な患者の転院を受け入れる
- 病床の確保を担う医療機関に代わって一般患者を受け入れる
- (5)人材派遣
- 感染症医療担当従事者や感染症予防等業務対応関係者の派遣を実施する

■検査等措置協定と協議の対象者

措置の内容	協議の対象者				
指慮の内容	病原体等の検査を行っている機 関(医療機関含む)	宿泊施設			
検体の採取又は検査の実施 (法第36条の6第1項第1号)	0				
宿泊施設の確保 (法第36条の6第1項第1号)		0			

○:協定を締結することが想定される項目

協定を締結した機関に対する支援として、平時のうちに 活用できる設備整備の支援策を国において検討中 (R5.8現在)

■検査等措置の内容

- (1) 検体の採取又は検査の実施
- 核酸検出検査 (PCR検査) を実施する
- ▶ 検査の実施に必要な検査試薬等が流通し利用できる状況にあるなど、自らの責に帰すべき理由によらず検査が実施できない環境にはないことを前提として協定を締結します
- (2) 宿泊施設の確保
- 自宅療養者等が療養するための宿泊施設を確保する

■想定する新興感染症

- 医療措置協定で想定する感染症は、感染症法上で規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」、「新感染症」となる
- 医療措置協定の締結に当たっては、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に置く
- なお、実際に発生及びまん延した感染症が、事前の想定とは大きく異なる事態となった場合は、その感染症の特性に合わせて協定の内容 を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行う
- ※ 5類感染症である現在の新型コロナウイルス感染症への対応を感染症法に基づく協定でお願いするものではない。

- ■第一種協定指定医療機関(病床の確保)とは
- 通知※1又は医療措置協定に基づき、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、 必要な医療を提供する医療機関として都道府県知事が指定した病院又は診療所
 - ※1:感染症法第36条の2第1項の規定による通知
- ■第一種協定指定医療機関(病床の確保)の指定基準
- ① 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること ること
- ② 当該医療機関の感染症の患者が他の患者等と可能な限り接触することなく当該患者を診察することができることその他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること
- ③ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること

- ■第二種協定指定医療機関(発熱外来の実施)とは
- 通知又は医療措置協定に基づき、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると 疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由 のある者の診療を行う医療機関として都道府県知事が指定した病院又は診療所
- ■第二種協定指定医療機関(発熱外来の実施)の指定基準
- ① 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること
- ② 当該医療機関を受診する者が、他の当該医療機関を受診する者と可能な限り接触することなく当該受診する者を診察することができることの他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること
- ③ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行う体制が整っていると認められること

- ■第二種協定指定医療機関(外出自粛対象者に対する医療の提供)とは
- 通知又は医療措置協定に基づき、外出自粛対象者に対する医療※1を提供する医療機関として都道府県知事が指定した病院、診療所、 薬局、指定訪問看護事業者
- ※1:オンライン診療その他の感染症法第44条の3の2第1項(感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。)又は感染症法第50条の3第1項の厚生 労働省令で定める医療
- ■第二種協定指定医療機関(外出自粛対象者に対する医療の提供)の指定基準

【病院又は診療所】

- ① 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること
- ② 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療を提供する体制が整っていると認められること

【薬局】

- ① 当該薬局に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること
- ② 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該薬局の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療として調剤等を行う体制が整っていると認められること

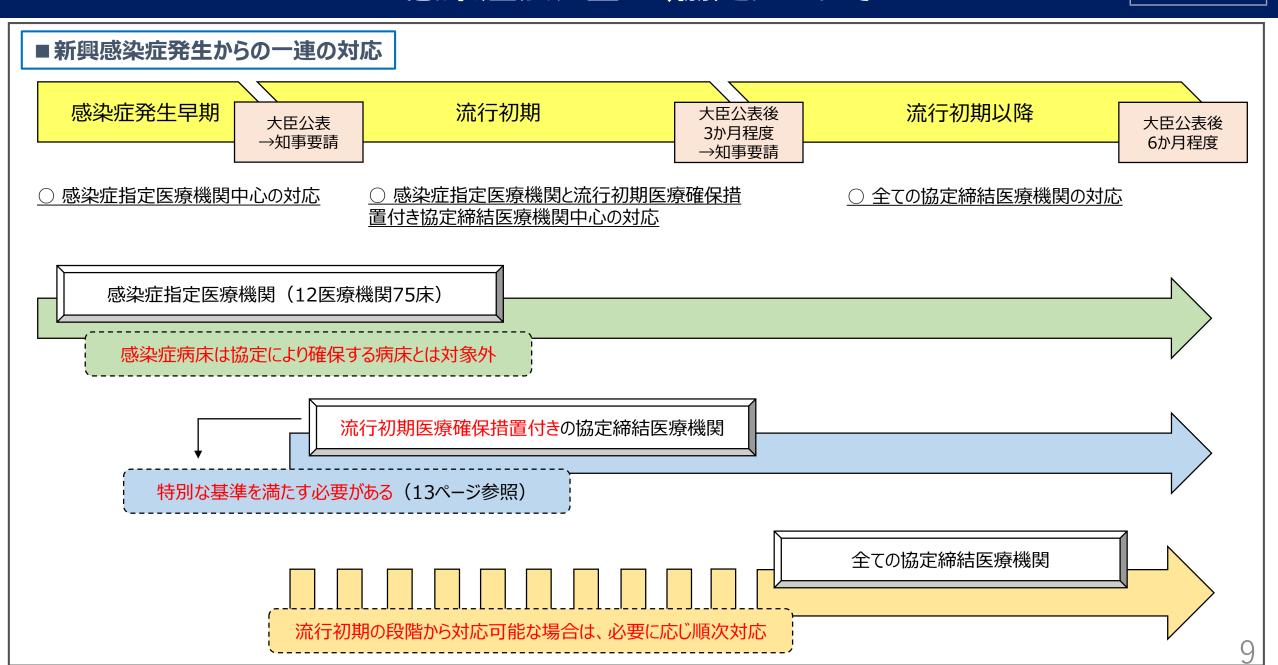
【指定訪問看護事業者】

- ① 当該指定訪問看護事業者に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施すること が可能であること
- ② 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該指定訪問看護事業者の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、 通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療として訪問看護を行う体制が整っていると認められること

■医療措置協定と公的医療機関等に対する義務付けの関係

- 感染症法第36条の2の規定に基づき、県知事は「公的医療機関等※1」、「地域医療支援病院」、「特定機能病院」の管理者に対して、 感染症の発生・まん延時に当該医療機関が講ずべき措置(①病床の確保、②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療の提供、④ 後方支援、⑤人材派遣)を通知することとなる
- なお、当該通知は、医療措置協定の協議と併せて行うものとされており、協定締結の協議の結果を踏まえて、協定に基づき講ずることとした措置の内容を医療提供義務として通知することを想定している
- そのため、協定を上回る内容の通知をすることは原則、想定していないが、協定の協議が調わなかった場合であっても、医療提供義務の対象となっていることに留意

※1:県、地方独立行政法人埼玉県立病院機構、市町村、赤十字、済生会、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人国立病院機構等が開設する医療機関



○ 国内での感染発生早期(感染症発生の大臣公表前)の段階は、感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応する



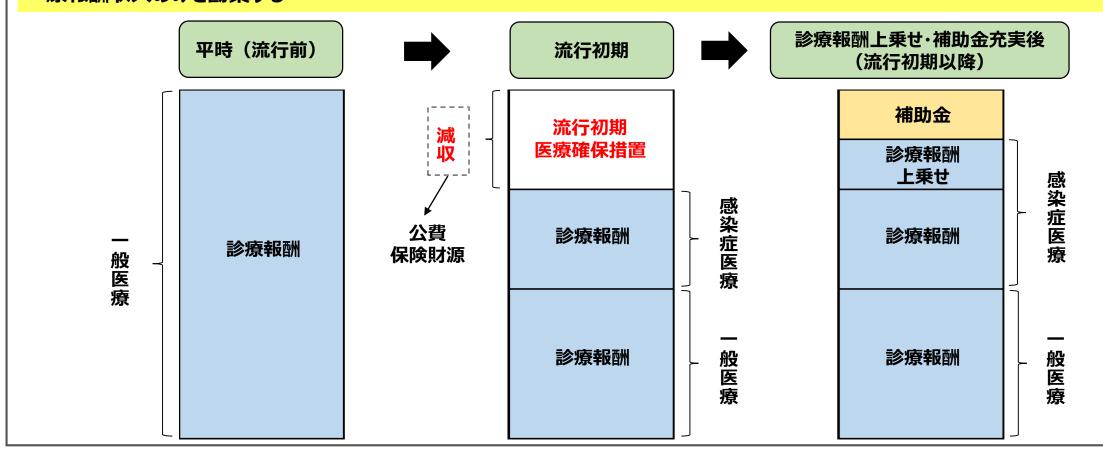
○ 感染症発生の大臣公表後の流行初期の一定期間(3か月程度)は、公表前から対応実績のある感染症指定医療機関が流行初期 医療確保措置の対象となる協定に基づく対応も含め引き続き対応するとともに、知事からの要請に基づき、流行初期医療確保措置付きの 医療措置協定を締結した医療機関も中心に対応する



○ 流行初期期間経過後は、大臣公表後6か月程度を目途に、順次全ての協定締結医療機関で対応する

■流行初期医療確保措置について

- 大きな経営上のリスクのある流行初期(感染症発生の大臣公表後から3か月程度を想定)に感染症医療を提供する医療機関(病床の確保又は発熱外来の実施)に対し、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間、財政的な支援を行う
- 感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入額が、感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額が支援される
- 病床確保(入院医療)を行う医療機関は、外来も含めた診療報酬収入全体を勘案し、発熱外来のみを行う医療機関は、外来分の診 療報酬収入のみを勘案する



■流行初期医療確保措置の対象となる基準

◎感染症法施行規則第19条の7

区分に応じ、厚生労働省令で定められた基準を参酌して都道府県知事が定める

【第一種協定指定医療機関(病床の確保)】

- ① 措置の実施に係る都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に実施するものであること
- ② 通知又は医療措置協定に基づき、当該措置を講ずるために確保する病床数が30床以上であること
- ③ 後方支援の役割を担うよう通知を受けた又は医療措置協定を締結した医療機関と必要な連携を行うことその他病床の確保を適切に実施するために必要な体制を構築するものであること

【第二種協定指定医療機関(発熱外来の実施)】

- ① 措置の実施に係る都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に実施するものであること
- ② 通知又は医療措置協定に基づき、1日当たり20人以上の新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該 感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると 疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行うものであること

~ 流行初期医療確保措置の対象となる基準(案) ~

感染動向に応じ、確保する病床数 の範囲内で即応病床化を要請

■病床の確保

- ① 措置の実施に係る都道府県知事の要請があった日から起算して原則7日以内に実施するものであること
- ② 通知又は医療措置協定に基づき、当該措置を講ずるために確保する病床数※1が以下の区分に応じて一定数以上であること
- ③ 後方支援の役割を担うよう通知を受けた又は医療措置協定を締結した医療機関と必要な連携を行うことその他病床の確保を適切に実 施するために必要な体制を構築するものであること

区分	確保する病床数(感染症病床除く)
(1)特別な配慮が必要な患者※2の専用病床を確保する	当該特別な配慮が必要な患者の専用病床10床以上
(2)一般病床の許可病床数が300床未満の医療機関	当該許可病床数の10%以上 (ただし、少なくとも20床以上とする)
(3)上記(1)(2)以外の医療機関	30床以上

- ※1:全額公費で医療機関の収益を補償するという流行初期医療確保措置の性格上、確保する病床は地域住民の入院受入れを行うことが前提
- ※2:特別な配慮が必要な患者とは、妊産婦、小児、透析、障害児者、精神疾患を有する患者、認知症患者を想定

■発熱外来の実施

- ① 措置の実施に係る都道府県知事の要請があった日から起算して原則7日以内に実施するものであること
- ② 通知又は医療措置協定に基づき、1日当たり20人以上※3の新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行うものであること
 - ※3:全額公費で医療機関の収益を補償するという流行初期医療確保措置の性格上、かかりつけ患者だけに限らず地域住民の診療を行うことが前提